

茨城県高等学校教育改革促進事業に係る改革先導拠点基盤構築業務委託仕様書

1 委託業務名

茨城県高等学校教育改革促進事業に係る改革先導拠点基盤構築業務委託

2 業務目的

令和8年2月に示された国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」（以下、「類型1」という。）「理数系人材育成」（以下、「類型2」という。）「多様な学習ニーズに応じた教育機会の確保」（以下、「類型3」という。）の観点から、高等学校教育改革を先導するパイロットケース（以下、「改革先導拠点」という。）を創出し、産業イノベーション人材の育成等を目指している。

改革先導拠点においては、教育委員会だけではなく、知事部局、産業界、大学、地域等と連携・協働した教育改革を推進し、また、その成果を県内すべての高等学校へ普及させていくことが求められていることから、本委託業務において、県教育委員会（以下、「委託者」という。）及び外部機関との連携・調整や、事業内容の設計・実施計画等の策定を支援していく。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 対象改革先導拠点

	拠点名	内容
類型1	水戸農業高等学校 那珂市東木倉 983	地域農業をリードする人財育成に向けた農業教育の拠点
	水戸工業高等学校 水戸市元吉田町 1101	社会実装型探究を核とした次世代工業人財育成拠点
類型2	つくばサイエンス高等学校 つくば市谷田部 1818	科学的思考力を備えた人財育成に向けた理数教育の拠点
類型3	遠隔配信センター 笠間市平町 1417	自らの進路を切り拓く『いばらき未来共創拠点』

5 委託業務の内容

以下の業務について企画・提案し、委託者と協議した上で実施すること。

(1) 事業推進支援業務

ア 事業立ち上げ業務

(ア) キックオフミーティングの開催

事業の目的・実施体制・役割分担及び年間スケジュールに係る共通理解の形成

(イ) 業務実施計画書の作成

令和8年度の実施体制、実施工程表、業務ごとの実施方針

イ 進捗管理・課題管理

(ア) 委託者との定例会開催

- ・事業全体の進捗確認及び課題共有
- ・月1回程度、対面による開催とし、日時等については、その都度、委託者と協議のうえ、決定する。
- ・会議録の作成は、受託者において行う。

(イ) 各改革先導拠点との定例会開催

- ・進捗確認並びに課題の把握、改善策の提示及び実行支援
- ・類型1及び2については、月1回、現地において実施することとし、その他必要に応じて、随時実施するものとする（オンラインによる実施も可）。
- ・類型3については、オンラインによる実施を基本とし、随時実施すること。ただし、委託者の求めに応じ、現地での実施も行うものとする。
- ・会議録の作成は、受託者において行う。

ウ 情報共有基盤の整備

受託者は、会議資料、会議録その他業務関連情報について、委託者及び各改革先導拠点が情報共有・管理できる体制を構築すること。

具体的な手段及び運用方法は、受託者からの提案によることとし、情報の取扱いについては、県の情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する規程を遵守するものとする。

(2) 委託者に対する伴走支援業務

ア 高等学校教育改革実行計画（以下、「実行計画」という。）の策定支援

受託者は、委託者が策定する実行計画について、以下の支援を行う。

- ・構成、記載事項、県全体への普及方針等、実行計画策定にあたり必要な情報の整理、進捗管理

- ・実行計画の素案及び関係機関（庁内を含む）との調整に必要な資料の作成支援。なお、実行計画の素案については、本業務の成果品に含まない。

イ 文部科学省対応支援

受託者は、委託者が文部科学省に対して行う各種報告資料の作成の支援を行う。

（例）事業実績報告書、事業成果報告書 等

（３） 改革先導拠点に対する伴走支援業務

ア 外部連携コーディネート業務

（ア） 受託者は、以下に示す調整・連携を行う体制を構築する。

- ・産業界、大学、地域等の連携先の開拓及び関係構築
- ・外部人材の授業活用、実習・見学の受入、探究活動への協力等にかかるマッチング
- ・産学官連携体制の運営に関する調整及び事務
- ・委託者と各改革先導拠点との連絡調整事務（取組状況の把握・各種情報の整理・資料の作成・会議体運営等）

（イ） 上記体制構築にあたっては、当該業務に従事する者（以下、「コーディネーター」という。）を、1名以上配置すること。なお、コーディネーターは、概ね以下に示す経歴を有することが望ましい。

- ・産業界、大学、地域団体等と学校との連携をコーディネートした経験を有する者
- ・学校において教育活動又は学校運営に携わった経験を有し、学校現場の実情を踏まえて外部連携を進めることができる者
- ・人材育成又は探究的な学びの推進に関する業務に従事した経験を有する者

（ウ） コーディネーターは、委託期間中に委託者又は改革先導拠点の所在地における週1日以上、業務を実施することを基本とし、必要に応じて、オンラインによる打合せも可とする。

イ 改革先導拠点に対する提案・指導助言業務

受託者は、各改革先導拠点に対し、以下の事項に関する提案・助言等を行う。なお、コーディネーターは、当該業務の補助を行うものとする。

（ア） 教育課程や生徒の学習・進路状況、地域社会や産業界のニーズに関する分析。なお、委託者がすでに実施している既往調査の活用は妨げない。

- (イ) 各改革先導拠点が育成する人財像を、必要な知識・能力・経験等の観点から整理し、拠点における取組や評価指標・成果指標と対応させるための設計。
- (ウ) 学校設定科目・探究活動の設計及び年間指導計画の策定等
- (エ) モデル授業の設計や試行実施の支援、本格実施に向けた授業改善提案、改革先導拠点及び協力校の探究活動等の成果発表会の企画・運営等
- (オ) 学習成果を可視化するための評価指標（ルーブリック等）の開発。
なお、開発にあたっては、教育評価に関する専門的知見を踏まえて行い、評価の手法もあわせて提案すること。
- (カ) 教員を対象とした、本事業の推進に必要となる研修の計画策定。
なお、令和8年度中に1回は実施することとし、対象者の範囲・形式・規模等は、委託者と協議のうえ、決定する。
研修の企画・教材の作成にかかる費用については、本委託業務の委託料に含むものとする。
- (キ) 産学官連携体制の構築・運営支援
 - ・外部連携先との協定・覚書締結準備、連携企業・大学等への説明資料作成、進捗管理、令和9年度以降のプログラム策定、外部人材の授業活用や探究活動への組み込み、改革先導拠点間における連携の企画・設計等を含む。

(4) 成果の整理・効果検証、横展開にかかる業務

受託者は、以下の事項に関し、設計等を行う。

- ア 各改革先導拠点の取組内容及び進捗の整理、成果・課題の分析
- イ 再現可能な教育モデルとして整理するための枠組み・教材・運用方法の設計
- ウ 県内全ての高等学校を対象とした成果共有の仕組みの設計
- エ 成果指標（K P I）の設定。ただし、文部科学省への申請書に記載した成果指標を起点とする。
- オ アンケートの実施、データの集計及び分析、指標の初期値の把握、改善に向けた提案

6 事業の実施体制等

(1) 業務実施計画書の策定

受託者は、契約締結後、速やかに業務全体の実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

なお、実施計画書には、各項目の担当者名、事業全体のスケジュール・工程表・実施方針を含むものとする。

(2) 事業実施体制の構築

受託者は、5に掲げる業務に係る各担当者の役割分担を明確にしたうえで、事業全体の推進体制を構築し、6(1)の実施計画書に記載すること。一人の者が複数の区分を兼ねることは妨げない。

なお、統括責任者は必ず1名を配置することとする。

7 成果品

受託者は、以下のものを成果品として提出すること。成果品の詳細・水準は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

なお、提出は、電子ファイルによるものとし、委託者が指定するメールアドレスあて提出することとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務実施報告書
- (3) 委託者及び各改革先導拠点の定例会及び打合せにかかる会議録
- (4) 事業総括及び今後の事業推進提言書
- (5) (1)～(3)に掲げるもののほか、本業務の目的に資するもの

8 納品期限及び納品場所

- (1) 納品期限 令和9年3月31日
- (2) 納品場所 茨城県教育庁学校教育部高校教育課

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- (2) 受託者が使用するオンライン会議に必要な設備・機器（パソコン、カメラ、マイク等）については、受託者の費用と責任において用意するものとする。
- (3) 計画の策定等にあたっては、特に以下の観点に配慮すること。
 - ・教育現場における実行可能性
 - ・令和9年度以降の展開も見据えた中長期的な視点
 - ・改革先導拠点が将来的に自走できるような支援方法
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

- (5) 本業務を通じて取得した個人情報については、県の保有する個人情報として茨城県個人情報の保護に関する条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- (7) 成果品の所有権、著作権（著作権法27条、28条に定める権利を含む。）及び利用権は、全て県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。